

HAMADA 教育魅力化コンソーシアム 規約

(名称)

第 1 条 本コンソーシアムの名称は、「HAMADA 教育魅力化コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

(目的)

第 2 条 コンソーシアムは、浜田市内の県立高等学校及び県立特別支援学校（以下「学校」という。）と幼児教育施設、小中学校、地域、企業、大学、行政等の多様な関係者が、主体的・創造的な対話を行いながら「地域とともにある学校づくり」を推進し、各学校の特色を活かした魅力ある学びによる人づくりを支援するとともに、地域活性化の好循環に寄与することを目的とする。

(協働事業)

第 3 条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため、次の協働事業を行う。

- ① キャリア教育の推進に関する事
- ② 情報発信の充実に関する事
- ③ 生徒確保の強化に関する事
- ④ 学校と地域の連携・協働、コーディネート機能の強化に関する事
- ⑤ コンソーシアムの持続化のための仕組みづくりに関する事
- ⑥ 教育の成果を地域の活力創出に還元する仕組みづくりに関する事

(組織)

第 4 条 コンソーシアムは、別表 1 に掲げる地域との協働活動に関わる団体等により組織する。

- 2 コンソーシアムには、コンソーシアムの事業計画や予算など運営に関する重要な事項を決議するため、前項に規定する団体等から選出された代表者で構成する役員会を置く。
- 3 コンソーシアムには、協議する内容ごとに必要な関係者が参画する専門部会を置くことができる。
- 4 コンソーシアムには、連絡調整を行う事務局を置き、また監事による監査を補助する監査スタッフを配置することができる。

(役員会)

第 5 条 役員会に次の役職を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長及び監事は、役員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長、副会長及び監事の任期は、1年とし、再任を妨げない。
 - 4 会長、副会長及び監事が、その任期の満了又は辞任等により不在となるときは、その後任者が次の役員互選まで役職を務める。

(役職の職務)

- 第6条 会長は、会務を総理し、コンソーシアムを代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるときは、その職務を代理する。
 - 3 監事は、コンソーシアムの会計及び事務を監査する。

(役員会の運営)

- 第7条 役員会は、会長が招集する。
- 2 役員会の議長は、会長をもって充てる。
 - 3 会議は、役員の半数以上の出席がなければ開くことができない。ただし、会長が認めたときは、書面により決議することができる。
 - 4 役員会の議事は、出席役員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(役員会の代理出席)

- 第8条 やむを得ない事由により、会議に出席できない団体等の役員については、当該団体等の認める構成員を代理出席させることができる。

(専門部会)

- 第9条 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

- 第10条 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 コンソーシアムの経費は、補助金、交付金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

- 第11条 浜田市教育委員会に事務局を置き、コンソーシアムに関する事務を処理する。
- 2 別表1に掲げる団体のうち、事務局から会計の事務処理の委任を受け

た団体に、監事の職務を補助するための監査スタッフを置くことができる。

(監査スタッフ)

第 12 条 本条に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- ① 自 団 体 別表 1 に掲げる団体のうち自身が所属する団体
- ② 年度内監査 自団体内の会計担当以外の者が実施する監査
- ③ 決 算 監 査 監事が実施する監査

2 前条第 2 項に規定する監査スタッフは、次の業務を処理する。ただし、自団体の決算監査に係る業務を除く。

- ① 年度内監査及び決算監査に係る計画立案及び調整に関すること。
- ② 年度内監査及び決算監査の調査、報告書の作成等に関すること。
- ③ その他一般庶務に関すること。

(規約の変更等)

第 13 条 この規約は、役員会の議事を経なければ変更することができない。

(その他)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 3 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和 8 年 3 月 25 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(施行期日)

1 この規約は、令和 8 年 4 月 30 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

団体名
島根県立浜田高等学校
島根県立浜田商業高等学校
島根県立浜田水産高等学校
島根県立浜田ろう学校
島根県立浜田養護学校
公立大学法人島根県立大学
浜田商工会議所
石央商工会
浜田市立浜田幼稚園
浜田市小学校長会
浜田市中学校長会
浜田市まちづくりセンター合同連絡会
浜田市
浜田市教育委員会